

## ○庄内町分譲宅地開発支援事業補助金交付要綱

平成31年3月29日

告示第34号

(趣旨)

第1条 この要綱は、宅地開発を推進することにより、定住化の促進、人口流出及び人口減少の抑制を図るため、町内で宅地開発を行う民間事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、庄内町補助金等の適正化に関する規則（平成17年庄内町規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（次条及び第8条において「補助対象事業」という。）は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5条の規定により指定された都市計画区域で行う宅地開発で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 都市計画法第4条第12項に規定する開発行為であること。
- (2) 一の宅地開発で3区画以上の宅地（一の区画面積が150平方メートル以上で、1戸建ての住宅（併用住宅を含み、賃貸を目的とするものを除く。）を建築するために分譲される宅地をいう。以下同じ。）を造成する事業であること。
- (3) あらかじめ宅地開発及び道路（幅員（側溝を含む。）が6メートル以上の舗装された道路をいう。以下同じ。）の整備計画に関して町と設計協議をした事業であること。
- (4) 宅地開発に当たり必要な法令等に定めのある手続を経た事業であること。
- (5) 庄内町土地区画整理事業助成金交付要綱（平成19年庄内町告示第39号）に基づく助成金の交付対象となる事業に該当しないこと。
- (6) 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域に該当しないこと。ただし、同法第11条第1項第1号に規定する道路の区域について、町長が計画上支障がないと特に認める場合は、この限りでない。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、前条の補助対象事業を行う宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第3号に規定する宅地建物取引業者である民間事業者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市町村税等（個人事業者の場合は、国民健康保険税を含む。）を滞納していないこと。
- (2) 庄内町暴力団排除条例（平成24年庄内町条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、宅地開発及び道路の整備に要する費用とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、次の各号に掲げる額の合計額とする。この場合において、当該補助金の合計額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。

- (1) 宅地の面積に1平方メートルにつき5,000円を乗じて得た額又は宅地の区画数に一の区画につき100万円を乗じて得た額のいずれか少ない額

(2) 開発区域内に整備する道路の面積（宅地の前面道路ではない部分については、算入しない。）に1平方メートルにつき2,500円を乗じて得た額  
（交付申請）

第6条 規則第4条に規定する交付申請書は分譲宅地開発支援補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、同条に規定する別に定める書類は次のとおりとし、宅地開発の工事に着手する14日前までに町長に提出しなければならない。

- (1) 宅地開発に当たり必要な法令等の許可証等の写し
- (2) 宅地開発計画の内容が確認できる計画図等
- (3) 宅地開発に要する費用及び積算内容が確認できる内訳書、見積書等の写し
- (4) 工事着工前写真
- (5) 土地の所有者を特定できる不動産登記事項証明書等の写し
- (6) 住民票の写し（法人にあっては、法人の登記全部事項証明書）
- (7) 誓約書（様式第2号）
- (8) 市町村税（個人事業者の場合は、国民健康保険税を含む。）の納税証明書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（交付決定の通知）

第7条 規則第7条に規定する補助金の交付の決定の通知は、分譲宅地開発支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（実績報告）

第8条 規則第13条に規定する実績報告書は分譲宅地開発支援事業実績報告書（様式第4号）によるものとし、同条に規定する別に定める書類は次のとおりとし、補助対象事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は補助金の交付決定の日の属する年度の3月25日のいずれか早い日までに町長に報告しなければならない。

- (1) 宅地開発完成後の位置図
- (2) 宅地開発に係る確定測量図、公図の写し及び土地登記事項証明書の写し
- (3) 開発許可等を必要とした場合は、その検査済証の写し
- (4) 宅地開発の完成図面
- (5) 工事の着工前、工事中及び完成写真
- (6) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第9条 規則第14条に規定する補助金の額の確定通知は、分譲宅地開発支援事業補助金交付額確定通知書（様式第5号）により行うものとする。

（交付決定の取消し）

第10条 町長は、規則第5条の規定による補助金の交付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、規則第16条の規定により補助金の交付を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。  
(この要綱の失効)
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (令和4年3月30日告示第47号)

この要綱は、公布のから施行する。

庄内町長 宛

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名  
電話

分譲宅地開発支援事業補助金交付申請書

庄内町分譲宅地開発支援事業を実施したいので、庄内町分譲宅地開発支援事業補助金を次のとおり交付されるよう、庄内町補助金等の適正化に関する規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

宅地開発の場所			
宅地開発の面積	m <sup>2</sup>	宅地の区画数	区画
宅地の最低区画面積	m <sup>2</sup>	宅地に接する道路の面積	m <sup>2</sup>
工事着手予定年月日	年 月 日		
工事完了予定年月日	年 月 日		
工事施工者			
補助金交付申請額	円		
申請額の算出根拠	□宅地開発に対する額：		円
	次のいずれか少ない額		
	(宅地面積による算出額)		
	m <sup>2</sup> ×5,000円＝		円
(区画数による算出額)			
区画×100万円＝		円	
□宅地に接する道路に対する額：		円	
m <sup>2</sup> ×2,500円＝		円	
宅地開発の概算工事金額	円		

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 宅地開発に当たり必要な法令等の許可証等の写し
- (2) 宅地開発計画の内容が確認できる計画図等
- (3) 宅地開発に要する費用及び積算内容が確認できる内訳書、見積書等の写し
- (4) 工事着工前写真
- (5) 土地の所有者を特定できる不動産登記事項証明書等の写し
- (6) 住民票の写し（法人にあっては、法人の登記全部事項証明書）
- (7) 誓約書
- (8) 市町村税（個人事業者の場合は、国民健康保険税を含む。）の納税証明書
- (9) その他（ ）

様式第2号（第6条関係）

誓 約 書

年 月 日

庄内町長

宛

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名  
電話

私は、分譲宅地開発事支援業補助金の交付申請をするに当たり、下記の事項について誓約します。

記

- 1 補助金対象の開発に係る紛争等が生じた場合は、責任をもって解決し、庄内町に対して一切の損害を与えないこと。
- 2 補助金対象の工事の完了後も所有する場合は、管理不全とならないよう自己の責任において適正に管理すること。
- 3 庄内町暴力団排除条例（平成24年庄内町条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

様式第3号（第7条関係）

第 号  
年 月 日

様

庄内町長



分譲宅地開発支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった庄内町分譲宅地開発支援事業補助金について、庄内町補助金等の適正化に関する規則第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 交付の条件

庄内町長 宛

申請者 住所又は所在地  
氏名又は名称及び代表者氏名  
電話

分譲宅地開発支援事業実績報告書

年 月 日付け第 号をもって庄内町分譲宅地開発支援事業補助金の交付の決定の通知があった庄内町分譲宅地開発支援事業について、庄内町補助金等の適正化に関する規則第13条の規定により、その実績について次のとおり関係書類を添えて報告します。

補助金交付決定額			
宅地開発の場所			
宅地開発の内	○宅地開発の面積：	m <sup>2</sup>	
	○宅地の区画数：	区画	
	○宅地に接する道路の面積：	m <sup>2</sup>	
工事施工者	住所		
	氏名		連絡先
工事实施年月日	着手	年 月 日	
	完了	年 月 日	
宅地開発完了年月	年 月 日		
交付対象額	計	円	
	□宅地開発に対する額：	円	
	(宅地面積×5,000円又は区画数×1区画100万円のいずれか少ない額)		
	□宅地に接する道路に対する額：	円	
	(宅地に接する道路の面積×2,500円)		

備考 次の書類を添付してください。

- (1) 宅地開発完成後の位置図
- (2) 宅地開発に係る確定測量図、公図の写し及び土地登記事項証明書の写し
- (3) 開発許可等を必要とした場合は、その検査済証の写し
- (4) 宅地開発の完成図面
- (5) 工事の着工前、工事中及び完成写真
- (6) その他 ( )

様式第5号（第9条関係）

第 号  
年 月 日

様

庄内町長



分譲宅地開発支援事業補助金交付額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった庄内町分譲宅地開発支援事業補助金に対する交付額を下記のとおり確定したので、庄内町補助金等の適正化に関する規則第14条の規定により通知します。

記

補助金の確定額

円